

宍粟市産業立地促進条例
工場や事務所などの「新設、増設、移設」を支援

宍粟市内に工場や事業所など新設、増設、移設する場合、以下の要件に応じた助成を受けることができます。

【ケース1】

助成の要件	一般敷地に進出する場合	教育施設跡地に進出する場合
投資額(投下固定資産総額)	5,000 万円以上	1,000 万円以上
新規常用雇用者(雇用保険加入)	5 人以上	3 人以上

↓↓

助成の種類	助成の内容
固定資産税・都市計画税の免除	5 年間の免除
工場等用地取得費助成	取得額の 2 分の 1(上限 2,500 万円)
工場等建物機械設備取得費助成	取得額の 5 分の 1 (上限 2,500 万円)
空き店舗等への設置助成	5 年間賃借料の 2 分の 1 (上限 120 万円/年)
上下水道分担金助成	加入負担金の 2 分の 1(上限 500 万円)
上下水道使用料助成	5 年間使用料の 2 分の 1 (上限年 100 万円)
緑化奨励助成	工事費の 2 分の 1(上限 500 万円)
雇用奨励助成 (新規地元雇用者に限る)	社会保険被保険者 1 人 50 万円(1 回限り) 雇用保険被保険者 1 人 5 万円(1 回限り) (社会保険被保険者と雇用保険被保険者を合わせて上限 2,000 万円)
障害者雇用奨励助成	障害者手帳所持者 1 人 30 万円 (1 回限り) 5 年間有効(上限 300 万円)

【ケース2】

助成の要件	一般敷地に進出する場合
投資額 (投下固定資産総額)	2,000 万円以上
新規常用雇用者 (雇用保険加入)	3 人以上

↓↓

助成の種類	助成の内容
固定資産税・都市計画税の免除	3 年間の免除
空き店舗等への助成	3 年間賃借料の 2 分の 1 (上限 120 万円/年)
上下水道分担金助成	加入負担金の 2 分の 1 (上限 200 万円)
上下水道使用料助成	3 年間使用料の 2 分の 1 (上限 50 万円/年)
緑化奨励助成	工事費の 2 分の 1 (上限 200 万円)
雇用奨励助成 (新規地元雇用者に限る)	社会保険被保険者 1 人 50 万円 (1 回限り) 雇用保険被保険者 1 人 5 万円 (1 回限り) (社会保険被保険者と雇用保険被保険者を合わせて上限 1,000 万円)
障害者雇用奨励助成	障害者手帳所持者 1 人 30 万円(1 回限り)3 年間有効(上限 150 万円)

【ケース3】

助成の要件	一般敷地に進出する場合	教育施設跡地に進出する場合
投資額 (投下固定資産総額)	2,000 万円以上	1,000 万円以上
申請時の常用雇用者数 (事業主の 3 親等以外の者)	3 人以上	3 人以上

↓↓

助成の種類	助成の内容
固定資産税・都市計画税の免除	3 年間の免除
空き店舗等への助成	3 年間賃借料の 2 分の 1 (上限 120 万円/年)

※固定資産税等の免除などの助成を受けるには、2つの要件を共に満たす必要があります。
 又、新設、または増設に係る工事を開始する 30 日前までに「指定事業者」の認定を受ける必要があります。
 ※宍粟市が実施する支援制度のほか、一定の要件を満たせば、兵庫県の支援を受けることもできます。
 ※申請手続きに必要な書類は宍粟市ホームページよりダウンロード下さい。
 ※詳しくは、宍粟市商工観光課までお問い合わせ下さい。

宍粟市起業家支援条例

新たに起業される方を支援

宍粟市内で新たに事業を起こそうとする方を対象に、店舗の改装費や賃借料などの経費を助成

1. 対象者

宍粟市内に住所を有する起業家、または事業を開始する日までに市内に転入する起業家で、起業の日から1年以内に、宍粟市創業支援事業計画による市長の発行する証明書の交付を受け、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①指定する金融機関（西兵庫信用金庫、淡陽信用組合、みなと銀行、日本政策金融公庫姫路支店）から与信判断を受けている方
- ②国、または県の融資制度を利用して起業する方
- ③宍粟市商工会において、事業計画の承認を受けている方

2. 申請条件

申請を行うには、次の条件をすべて満たす必要があります。

- ①市内に主たる事業所を有し（起業により新たに市内に事業所を設ける場合を含む）起業を3か月以内に行う具体的な計画を有すること。
- ②市の他の制度による補助金（宍粟市産業振興資金利子補給金、宍粟市空き家活用推進事業補助金を除く）を受けていないこと。
- ③第二創業を行う場合は、新規雇用者を1人以上雇用すること。
- ④起業、転業または第二創業により周辺的生活環境が著しく悪化しないこと。

3. 助成内容

種 類	補助率、補助限度額等	備 考
店舗等の改装費 設備の購入費 広告宣伝費の助成	2分の1、上限300万円	起業の日の属する年度のみ
賃借料助成	2分の1、上限月額5万円 (2年間)	
雇用助成	雇用保険被保険者1人30万円 上記以外1人15万円 (1人1回限り)	市内に住所を有する新規常用雇用者が対象で雇用期間が1年以上の場合のみ
販路開拓補助	2分の1、上限30万円	起業の日の属する翌年度のみ

※組織形態や状況により対象とならない場合がありますので、事前にお問い合わせ下さい。

※起業前・起業後1年以内に商工会の実施する「創業塾」を受講する必要があります。

※助成を受けるには、起業の日の10日前までに「認定申請書」に必要な書類を添えて提出する必要があります。（起業の日は、法人の場合は会社設立の日、個人事業者の場合は開業の日となります。）

※申請手続きに必要な書類は宍粟市ホームページよりダウンロード下さい。

※詳しくは、宍粟市商工観光課・宍粟市商工会までお問い合わせ下さい。